

沼津市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要綱

（趣旨）

第1条 沼津市（以下「市」という。）が行う随意契約において、オープンカウンター方式により製造の請負又は財産の買入れ（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについては、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「オープンカウンター方式」とは、物品調達等の見積合せにおいて、見積りの相手方を限定せず、見積合せへの参加を希望する者から見積書を徴収する方式をいう。

（対象）

第3条 市長は、市が行う物品調達等において、1件の調達案件に係る予定価格が、規則第22条第3項に定める随意契約ができる限度額以下である場合は、オープンカウンター方式を採用するものとする。

（対象外となる物品等）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱の対象外とすることができる。

- （1） 製造の請負に係るもののうち1件の予定価格が200万円以下のとき（ただし、印刷に係るものを除く。）。
- （2） 財産の買入れに係るもののうち1件の予定価格が150万円以下のとき。
- （3） やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、見積り期間が確保できないとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長がオープンカウンター方式による物品調達等を実施することが不適当であると認めたとき。

（調達案件の掲示等）

第5条 市長は、オープンカウンター方式による見積合せにより物品調達等を実施しようとするときは、当該案件の仕様書（物品名、見積提出方法、見積提出日時及び見積提出場所等を記載した文書）を契約検査課内にて掲示するものとする。

（参加資格等）

第6条 オープンカウンター方式による見積合せに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4） 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- （5） 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者でないこと。

（見積の無効）

第7条 オープンカウンター方式による物品調達等における見積の無効については、規則第18条（第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「入札」とあるのは、「見積合せ」と読み替えるものとする。

（供給人の決定）

第8条 予定価格の範囲内で、最低の価格を提示した者（以下「最低価格見積者」という。）を供給人とする。ただし、供給人となるべき者が2人以上あるときは、当該案件に携わらない職員にくじを引かせ供給人を決定するものとする。

（協議等）

第9条 見積合せの結果、見積価格が予定価格の範囲内でないときは、最低価格見積者と協議を行う

ことが出来るものとし、その協議が整った場合においては、当該最低価格見積者を供給人とすることができる。

（見積結果の公表）

第10条 市長は、第8条又は前条の規定により供給人を決定したときは、次の各号に掲げる事項をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- （1） 物品等の名称
- （2） 発注課等の名称
- （3） 見積合せへの参加者の名称及び見積金額
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
（契約保証金）

第11条 オープンカウンター方式による物品調達等に係る契約保証金は、規則第32条第2項の規定により、全て免除するものとする。

（異議の申し立て）

第12条 見積者は見積書提出後、この要綱又は仕様書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月3日告示第37号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日告示第84号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。